

# 石川県 中央会報

題字  
安田隆明 名誉会長

特集号

## 目 次

### 「石川県制度金融に係る融資制度の認定」について

◆平成20年度石川県制度金融一覧表（当会における認定事務可能な制度のみ）	2
◆石川県制度金融に係る融資制度の認定について	4
1. 石川県制度金融通則	5
2. 石川県地域商工業活性化融資制度要綱	7
3. 石川県経営革新等支援融資制度要綱	10
4. 石川県事業転換支援融資制度要綱	12
5. 石川県小口零細融資制度要綱	14
6. 石川県経営安定支援融資制度要綱	16

# 平成20年度石川県制度金融一覧表

(当会における認定事務可能な制度のみ)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件	
			限度額 [千円]	期間 (うち据置期間)
(設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金 (設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金 (設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金 (設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金 (設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金	[一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者で投資総額500万円以上の者	設備資金	50,000 (特認200,000)	15年以内 (2年以内)
	[原油・原材料使用量削減対策分](平成21年3月31日まで) 一般分のうち、設備の新增設にあつては平均的な設備、設備の更新にあつては既存設備に比べ、同一作業・工程に使う原油・原材料の使用量が20%以上削減できると見込まれる設備を導入するもの			10年以内 (2年以内)
	[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小企業者等で上記の設備投資を行うもの	事業資金	50,000 (特認200,000) ただし、運転資金は10,000千円まで	設備 15年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)
	[企業活性化支援分] ①新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの ②受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの	運転資金	30,000 ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、合計200,000千円の範囲内	5年以内 (1年以内)
	[情報技術活用支援分] 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術 (IT) 化投資を行う者で、その投資額が500万円以上であるもの	事業資金	200,000 ただし、運転資金は50,000千円まで	設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)
(売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金 (売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金 (売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金	[一般分] 3年以上同一の事業を行っている者で、 ①中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ②他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの	事業資金	50,000 (特認200,000) ただし、運転資金は200,000千円まで	設備 15年以内 (3年以内)
	[格差対策分] 一般分の対象企業で、次のいずれかに該当するもの ①小規模企業 (従業員20人 (商業・サービス業5人) 以内) ②不況業種 (現行の主たる事業が中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種) ③過疎地域 (転換後の新事業の主たる実施場所が過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域)			運転 7年以内 (1年以内)
(売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金 (売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金 (売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金 (売上げ減少、災害対策等経営安定) 経営安定支援資金	[零細分] 小規模事業者 (従業員20人 (商業・サービス業5人) 以内)	事業資金	12,500 ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高と併せて、12,500千円の範囲内	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)
	[一般分] ①から④のいずれかの要件を充たす者 売上減少率 ①最近3カ月10%以上 ②最近6カ月5%以上 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④今期事業年度で税引前欠損金見込 [特別分] 天候不順等の影響を受けているもの	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)
	[資金繰り支援分] 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既借債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの (経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有しているもの)	事業資金	80,000 (特認280,000)	7年以内 (1年以内) 実情に応じ 10年以内 (1年以内)
	[緊急経営安定支援分](平成22年3月31日まで) ①から③のいずれかの要件を充たす者 ①最近3カ月間の平均売上高が3%以上減少 ②売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1カ月間の仕入価格が対前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの ③最近3カ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が3%以上減少	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

(平成20年12月22日現在)

融 資 条 件		信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
利率(年) [%]	担 保	付 保	保証料(年)			
2.45以内(付保の場合2.05)ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55) 【産学・産業関連支援分、子育て環境改善分】 2.25以内(付保の場合1.85)ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)	金融機関所定の 扱い	任意	保証協会の 定める率 (0.41~1.43)	取扱金融機関	融資申込先	所管課
2.25以内(付保の場合1.85)						
2.25以内(付保の場合1.85) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)						
2.45以内 (付保の場合2.05)						
2.25以内(付保の場合1.85) ただし期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)	金融機関所定の 扱い	任意	保証協会の 定める率 (0.33~1.35)	取扱金融機関	融資申込先	所管課
2.25以内(付保の場合1.85) ただし期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)  【格差対策分の場合】 ①小規模企業、②不況業種、③過疎地域のいずれかの条件を ・1つ充足の場合2.15以内(付保の場合は1.75) ・2つ充足の場合2.05以内(付保の場合は1.65) ・3つ充足の場合1.75以内(付保の場合は1.35) ただし期間が10年超の場合は、 ・1つ充足の場合、変動金利1.65以内(付保の場合1.25) ・2つ充足の場合、変動金利1.55以内(付保の場合1.15) ・3つ充足の場合、変動金利1.25以内(付保の場合1.00)						
2.35以内	原則として 無担保	必須	保証協会の 定める率 (0.13~1.34)	取扱金融機関	融資申込先	所管課
2.25以内 (付保の場合、1.80以内 SN保証利用の場合、1.75以内)	金融機関所定の 扱い	任意	保証協会の 定める率 (0.13~1.19) (SN保証② ⑤利用の場合 0.50)	取扱金融機関	融資申込先	所管課
2.50以内 ただし、期間が7年超の場合は、変動金利1.95以内 (SN保証⑦⑧利用の場合2.05以内)	保証協会所定の 扱い	必須	SN保証①~ ⑥利用の場合 (0.80) SN保証⑦⑧ 利用の場合 (0.70)	取扱金融機関	融資申込先	所管課
1.95以内 (付保の場合、1.50以内)	金融機関所定の 扱い	任意	保証協会の 定める率 (0.13~1.19) (SN保証② ⑤利用の場合 0.50)	取扱金融機関	融資申込先	所管課

# 「石川県制度金融に係る融資制度の認定」について

昨今の厳しい経営環境におかれている中小企業者等に対する支援体制をより強化するとともに、中小企業の金融の円滑化を図るため、石川県制度金融の取扱いが改正(平成20年12月11日施行)され、中小企業組合及び同組合員企業が融資制度を利用する場合には、下記のとおり本会においても融資の際に必要とされる認定事務を行うことができることとなりましたので、ご相談・ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、「石川県制度金融通則」及び当会が認定事務を行うことができる「各制度の要綱」を次ページ以降に掲載いたします。

## 記

### ◇本会において認定事務を行うことができる融資制度

#### 【中小企業組合】

- ・石川県地域商工業活性化融資制度
- ・石川県経営革新等支援融資制度(情報技術活用支援分)
- ・石川県事業転換支援融資制度
- ・石川県小口零細融資制度(零細分)
- ・石川県経営安定支援融資制度(再生支援分を除く。)

対象：次ページ以降に掲載の石川県制度金融通則及びご利用になる制度の要件を満たす組合であることが必要となります。

#### 【組合員企業】

- ・石川県経営安定支援融資制度(再生支援分を除く。)

対象：次ページ以降に掲載の石川県制度金融通則及びご利用になる制度の要件を満たす組合であること。また、本会の運営指導等を受けている組合の構成員であり、所属する組合の推薦を受けていることが必要となります。

※制度の要綱に当会の認定事務は組合に限るとされていますが、当分の間、弾力的に運用され、中小企業者においても当会で認定事務が可能となっております。

なお、各制度をご活用される場合や、各制度の詳細や必要な様式(本文中の別記)などについては、個別に当会までお気軽にお問い合わせ下さい。

石川県中小企業団体中央会：076-267-7711

# 石川県制度金融通則

H20. 12. 11 改正後

石川県制度金融について、通則を定める。各制度の運用においては、特に各制度の要綱に定めのある場合を除き、この通則の定めによるものとする。

## 1 取扱金融機関

制度金融の取扱金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、株式会社福井銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社福邦銀行、信用金庫、信用組合及び石川県信用農業協同組合連合会とする。

## 2 融資の対象

(1) 融資を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する「中小企業者」又は「中小企業者」を構成員とする組合(以下「中小企業者等」という。)であること。

イ 原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者等であること。ただし、事業を承継する者であって、承継の内容等を商工会議所又は石川県商工会連合会が確認し、別添の事業承継に係る証明書を添付した場合を除く。

(2) 融資の対象となる事業は、県内における事業活動であって、石川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が定める保証対象業種に該当するものに限るものとする。

## 3 融資条件

(1) 資金使途

ア 設備資金には事業用の用地取得費(転売目的であるものを除く。)を含むものとする。

イ 設備資金及び運転資金には、出資金や転貸資金など、自ら使用しないものは含まないものとする(知事が特に必要と認めた場合を除く。)

(2) 限度額

融資の限度額は各制度において定めるが、設備資金については設備投資ごとの金額、運転資金については残高の合計が限度額を超えないものとする。

(3) 融資利率

別途、知事が定める。

(4) 償還方法

原則として、元金均等償還とする。

(5) 担保・保証人

原則として、担保及び保証人は取扱金融機関の所定の扱いとする。

保証協会の保証付きの場合は、各保証制度の要綱によるものとする。

## 4 信用保証

(1) 付保

取扱金融機関の所定の扱いによる。

(2) 保証料率

保証協会が定める。

**5 認定の手続等**

(1) 商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は財団法人石川県産業創出支援機構（以下「商工会議所等」という。）は、各制度の要綱に定める申請があったときは、必要に応じ調査を行い、融資対象要件を審査のうえ認定書を交付するものとする。ただし、各制度の要綱に定める融資限度額の特例については、県と協議のうえ認定するものとする。

なお、特例協議の手続については、石川県中能登総合事務所及び石川県奥能登総合事務所においても実施できるものとする。

(2) 商工会議所等は、前号の認定を行ったときは、認定書（写し）を添付のうえ、別に定める認定報告様式により、翌月の5日までに知事に報告するものとする。

**6 事業実績の調査**

知事は、必要に応じ、融資を受けた者に対し、調査又は指導できるものとする。

**7 融資又は保証状況の報告**

(1) 取扱金融機関は、融資を実行したときには、各制度の要綱に定める融資実行通知書及び別に定める様式により毎月末現在の融資状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

(2) 保証協会は、毎月末現在の保証の状況を別に定める様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

**8 その他**

この通則及び各制度の要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

(参考) 石川県制度金融通則適用融資制度

石川県地域商工業活性化融資制度

石川県経営革新等支援融資制度

石川県事業転換支援融資制度

石川県創業者支援融資制度

石川県小口零細融資制度

石川県小口融資制度

石川県経営安定支援融資制度

石川県連鎖倒産防止・災害対策融資制度

能登半島地震対策融資制度

石川県企業立地促進融資制度

石川県観光施設整備資金融資制度

石川県民宿整備資金融資制度

# 石川県地域商工業活性化融資制度要綱

H20. 12. 11 改正後

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者の事業の用に供する施設、設備等の新增設等に要する設備資金及び事業拡大を図るための運転資金を円滑に供給し、もって地域産業の活性化に資することを目的とする。

## 2 融資対象

次のいずれかに該当するものとして、知事又は商工会議所、商工会若しくは石川県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が認定したものとする。ただし、中央会の認定は、組合に係るものに限る。

### (1) 一般分

事業の用に供する以下の設備投資（設備投資額500万円以上のものに限る。）を行うもの

- ① 工場、店舗、事業所、倉庫、福利厚生施設及び駐車場等事業用施設の新設及び増設（移転、改装及び職場環境整備のための修繕等を含む。）
- ② 機械設備、店舗設備及び事務合理化・省力化設備等の導入
- ③ 商店街の活性化に資する共同施設及び共同設備等の新增設及び改装等
- ④ ソフトウェア開発事業及びデザイン開発事業に必要とされる設備・機器類等

### (2) 産学・産業間連携支援分

- ① 一般分のうち、産学・産業間連携事業の用に供する設備投資を行うもの

産学・産業間連携支援分の対象は以下の補助金等を受けたものとする。

#### ア 予備的調査

- (ア) 産学・産業間連携新技術・新製品開発事業化可能性調査事業

（委託、取扱機関：財団法人石川県産業創出支援機構）

- (イ) 産学・産業間連携モノづくり産業生産技術高度化事業（予備的調査）

（委託、取扱機関：財団法人石川県産業創出支援機構）

#### イ 研究開発

- (ア) 産学・産業間連携研究開発事業費補助金

- (イ) 産学・産業間連携モノづくり産業生産技術高度化事業費補助金（研究開発）

#### ウ 研究開発成果実用化

産学・産業間連携新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業

（補助、取扱機関：財団法人石川県産業創出支援機構）

- ② 一般分のうち、「中小企業等の連携事業の促進に関する要綱」の規定に基づき、知事が認定する連携事業計画により設備投資を行うもの

### (3) 子育て環境改善分

一般分のうち、従業員の子育て環境を改善するため、企業内託児所等の福利厚生施設等の設備投資を行うもの

### (4) 商業振興分

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（以下

「大型店」という。)の出店により影響を受ける下記の地域に店舗を有する小売業又は一般飲食業・サービス業者が、当該大型店に係る大規模小売店舗立地法に基づく事務手続き終了後で、かつ、当該大型店出店後原則として2年以内に前記(1)の①から③までの設備投資等を行うもの

※大型店の出店により影響を受ける地域

大型店の出店により影響を受ける地域は、当該大型店を中心とする直線距離(半径)の範囲内とし、当該大型店の区分に応じ次のとおりとする。

当該大型店の区分	影響を受ける地域(半径)
店舗面積3,000㎡以上	概ね 10.0km
店舗面積1,000㎡超3,000㎡未満	概ね 3.0km

#### (5) 企業活性化支援分

企業活性化支援分の対象事業は次のとおりとする。

- ① 新製品開発、新分野開拓などの構造改革に対応するための事業
- ② 受注の確保、販売の促進などの事業拡大のための事業
- ③ 企業のイメージアップ、人材の育成などの企業体質を改善するための事業
- ④ 特許利用料や製品化のための開発費等の開放特許等の活用事業

#### (6) 原油・原材料使用量削減対策分

一般分のうち、設備の新增設にあつては平均的な設備、設備の更新にあつては既存設備に比べ、同一作業・工程に使う原油・原材料<sup>\*</sup>の使用量が20%以上削減できると見込まれる設備を導入するもの

※原油・原材料とは、重油、ガソリン、灯油、鉄鋼等の金属材料、小麦等の農林水産物などの原材料をいう。

### 3 資金の使途

(1) 一般分、産学・産業間連携支援分、子育て環境改善分及び原油・原材料使用量削減対策分  
当該活性化事業に要する設備資金

(2) 商業振興分

当該活性化事業に要する設備資金及び設備投資に併せて実施する販売促進を図るために必要な運転資金

(3) 企業活性化分

当該活性化事業に要する運転資金

### 4 融資条件

(1) 融資限度額

① 一般分、産学・産業間連携支援分、子育て環境改善分及び原油・原材料使用量削減対策  
融資の最高限度額は、5,000万円とする。ただし、設備投資額が7,500万円を超えるものであつて、知事が特に認めた場合は、3の(1)に掲げる設備資金の3分の2相当額又は2億円のいずれか低い額とする。



② 商業振興分

融資の最高限度額は、5,000万円とする。ただし、設備投資額が7,500万円を超えるものであって、知事が特に認めた場合は、3の(2)に掲げる設備資金の3分の2相当額又は2億円のいずれか低い額とする。

なお、設備資金に併せて1,000万円以内の運転資金を含めることができるものとする。

③ 企業活性化支援分

融資の最高限度額は、3,000万円とする。ただし、地域商工業活性化融資の一般分、産学・産業間連携支援分又は商業振興分と併用する場合は、併せて2億円の範囲内とする。

(2) 融資期間

① 一般分、産学・産業間連携支援分及び子育て環境改善分

設備資金 10年以内(うち据置は2年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は2年以内とし、変動金利)

② 商業振興分

設備資金 10年以内(うち据置は2年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は2年以内とし、変動金利)

運転資金 7年以内(うち据置は1年以内)

③ 企業活性化支援分

運転資金 5年以内(うち据置は1年以内)

④ 原油・原材料使用量削減対策分

設備資金 10年以内(うち据置は2年以内)

## 5 認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所、商工会又は中央会(以下「商工会議所等」という。)に提出するものとする。ただし、産学・産業間連携支援分のうち、連携事業計画により設備投資を行う場合は、同計画の知事の認定書をもって当該認定書とする。

## 6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第2)に知事又は商工会議所等がこの要綱に基づき交付する認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

## 7 取扱期間

2の(6)に規定する原油・原材料使用量削減対策分の取扱期間は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までとする。

# 石川県経営革新等支援融資制度要綱

H20. 12. 11 改正後

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者の経営革新による経済環境の変化等への適応や海外展開又は情報技術の活用による生産等の効率化に要する資金の供給の円滑化を図り、もって本県産業の高度化に資することを目的とする。

## 2 融資対象

### (1) 経営革新支援分

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は経済産業大臣の承認を受けたもの

### (2) 格差対策分

経営革新支援分の対象企業で、経営革新計画申請時において次のいずれかに該当するもの

#### ① 小規模企業

常時使用する従業員が20人以内（商業又はサービス業は5人以内）のもの

#### ② 不況業種

主たる事業が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第5号の指定業種であるもの

#### ③ 過疎地域

事業の主たる実施場所が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

### (3) 海外展開支援分

新たに海外展開を行うもの又は既に海外展開を実施しているものとして知事の認定を受けたもの。ただし、生産・販売等に係る事業所・設備の設置・拡張等を行う場合については、当該海外展開（追加事業を含む。）の実施に伴って以下のことを行わないものに限るものとする。

#### ① 県内事業所の閉鎖又は事業規模の縮小

#### ② 県内下請企業に対する発注量の減少

#### ③ 県内事業所の従業員の雇用調整

### (4) 情報技術活用支援分

企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化又は生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための投資を行う場合であって、情報技術関連投資額が500万円以上であるものとして、商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会（以下「商工会議所等」という。）の認定を受けたもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る。

## 3 資金の使途

### (1) 経営革新支援分及び格差対策分

経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）のために必要な事業資金

(2) 海外展開支援分

- ① 海外における生産・販売等に係る事業所・設備の設置、拡張等に必要な設備資金
- ② 海外展開に必要な運転資金

(3) 情報技術活用支援分

情報技術(IT)を活用し、業務の効率化又は生産工程の自動化等に取り組むために必要な資金

#### 4 融資条件

(1) 融資限度額

融資の最高限度額は、2億円とする。ただし、運転資金については、5,000万円以内とする。

なお、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、経営革新支援分及び格差対策分の利用について知事の推薦書を有する企業については、融資の最高限度額を4億円とし、そのうち運転資金については、1億円とする。

(2) 融資期間

- ① 設備資金については、10年以内(うち据置は3年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は3年以内とし、変動金利)とする。
- ② 運転資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

#### 5 認定の手續等

(1) 経営革新支援分

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づく経営革新計画の知事又は経済産業大臣の承認書をもって経営革新支援分の利用についての知事の認定書とする。

(2) 格差対策分

格差対策分を利用しようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、知事に提出するものとする。

(3) 海外展開支援分

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第2)を2部、知事に提出するものとする。

なお、認定手續については、石川県中能登総合事務所及び石川県奥能登総合事務所においても実施できるものとする。

(4) 情報技術活用支援分

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第2)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

#### 6 融資の申込手續

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第3)に知事又は商工会議所等がこの要綱に基づき交付する認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

# 石川県事業転換支援融資制度要綱

H20.12.11 改正後

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者における成長分野等への事業転換を促し、もって本県産業の持続的な発展に資することを目的とする。

## 2 融資対象

### (1) 一般分

原則として、3年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合が行うものであって、次のいずれかに該当し、かつ、投資の妥当性が認められるものに限る。

- ① 「中小企業再生・事業転換支援プログラム」の支援チームの指導を受けている者で、現在行っている事業を廃止し、他業種（当該企業がこれまで行ってきた事業が属する業種と日本標準産業分類の細（4桁）分類で異なる業種をいう。以下同じ。）への事業転換を行うもの
- ② 多角化を目的として他業種に属する事業を開始する場合（開始後1年を経過していないものを含む。）において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの
- ③ 多角化を目的として他業種に属する事業を行う会社を設立する場合（新会社に出資する場合であって、新会社の設立の日以後1年を経過していないものに限る。）において、新会社により開始する事業に着手していることが明らかであり、かつ、新会社により開始する事業の売上高が、開始から5年以内に現在の事業の売上高と新会社により開始する事業の売上高の合計額の20%以上に相当することが見込まれるもの

### (2) 格差対策分

一般分の対象者のうち、次のいずれかに該当するもの

- ① 小規模企業  
常時使用する従業員が20人以内（商業又はサービス業は5人以内）のもの
- ② 不況業種  
現在行っている主たる事業が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第5号の指定業種であるもの
- ③ 過疎地域  
転換後の新事業の主たる実施場所が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

## 3 資金の使途

他業種への事業転換及び多角化に必要な事業資金

#### 4 融資条件

##### (1) 融資限度額

融資の最高限度額は、5,000万円とする。ただし、設備投資額が7,500万円を超えるものであって、知事が特に認めた場合は3に掲げる事業資金の3分の2相当額又は2億円のいずれか低い額とする。

なお、いずれの場合も運転資金については、2,000万円以内とする。

##### (2) 融資期間

ア 設備資金については、10年以内（うち据置は3年以内とし、固定金利）又は15年以内（うち据置は3年以内とし、変動金利）とする。

イ 運転資金については、7年以内（うち据置は1年以内）とする。

#### 5 認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1）を2部、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は財団法人石川県産業創出支援機構（以下「商工会議所等」という。）に提出するものとする。ただし、石川県中小企業団体中央会にあっては、組合に係るものに限る。

#### 6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（別記様式第2）に商工会議所等がこの要綱に基づき交付する認定書（写し）を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

# 石川県小口零細融資制度要綱

H20. 12. 11 改正後

## 1 目的

この制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するために設定された、責任共有制度の対象外の「小口零細企業保証制度」を活用し、県内零細企業者及び県内零細創業者に必要な事業資金の供給の円滑を図り、もって県内零細企業の体質強化、経営安定に資すること、及び零細企業の開業を促進することを目的とする。

## 2 融資対象

次に掲げるいずれかに該当するものとして、商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会（以下「商工会議所等」という。）が認定したものを対象とする。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、（1）に該当する組合に係るものに限る。

### （1）零細分

次に掲げる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第2項に定める小規模企業者

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの
- ② 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- ③ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ④ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ⑤ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から④までに掲げるものを除く。）

### （2）創業者支援分

原則として、県内に居住している事業を営んでいない個人が、県内で新たに（1）に掲げた中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者として開業する場合（開業後1年未満の者を含む。）であって、次のいずれにも該当するもの

- ① 事業所の賃貸契約の締結又は会社の設立等、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- ② 許認可等を必要とする事業を開始しようとする場合には、当該許認可等を受けていること、又は受けることが確実と見込まれること。

## 3 資金の使途

事業資金とする。

#### 4 融資条件

(1) 融資限度額等

融資の最高限度額は、1,250万円とする。ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内となる新規の融資に限る。

(2) 融資期間

設備資金については、7年以内（うち据置は1年以内）とする。

運転資金については、5年以内（うち据置は1年以内）とする。

(3) 融資利率

別途、知事が定める。

(4) 担保

原則として、無担保とする。

(5) 保証人

原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない。

(6) 償還方法

原則として、元金均等償還とする。

#### 5 信用保証

すべて石川県信用保証協会の保証付きとする。

#### 6 認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1）を2部、商工会議所等に提出するものとする。

#### 7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（別記様式第2）に商工会議所等がこの要綱に基づき交付する認定書（写し）を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

# 石川県経営安定支援融資制度要綱

H20. 12. 11 改正後

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者が産業構造の変革、経済環境の変化等により経営の安定に支障を生じているために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

## 2 融資対象

次のいずれかに該当するものとする。

### (1) 一般分

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は財団法人石川県産業創出支援機構（以下「商工会議所等」という。）が認定したもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る（以下同様とする。）。

- ① 最近3カ月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して10%以上減少していること。
- ② 最近6カ月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
- ③ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。
- ④ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6カ月以内の申請の場合に限る。
- ⑤ 収益状況、資金繰りの悪化等前各号に準ずる事態として知事が特に認めた事態が生じていること。

### (2) 特別分

次の要件に該当し、中長期的に業況の回復が認められるものとして、商工会議所等が認定したもの

天候不順等関係

最近の冷夏・長雨・台風等により、事業活動に影響を受けているものであって、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- ア 冷夏・長雨・台風等の影響を受け、最近1年間のうち3カ月間の売上高が、対前年同期比で10%以上減少し、又は減少する見込みがある（知事が認めた場合に限る。）こと。
- イ 冷夏・長雨・台風等の影響を受け、最近1年間のうち6カ月間の売上高が、対前年同期比で5%以上減少し、又は減少する見込みがある（知事が認めた場合に限る。）こと。
- ウ 冷夏・長雨・台風等の影響を受けている製品等の売上高が全体の売上高の20%以上を占め、かつ、冷夏・長雨・台風等の影響を受けている製品等の最近1年間のうち3カ月間の売上高が、対前年同期比で10%以上減少し、又は減少する見込みがある（知事が認めた場合に限る。）こと。
- エ 冷夏・長雨・台風等の影響を受けている製品等の売上高が全体の売上高の20%以上を占



め、かつ、冷夏・長雨・台風等の影響を受けている製品等の最近1年間のうち6カ月間の売上高が、対前年同期比で5%以上減少し、又は減少する見込みがある（知事が認めた場合に限る。）こと。

(3) 再生支援分

経営の安定に支障を生じ、商工調停士又は石川県中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けている者であって、次のいずれにも該当するもの

① 次のいずれかに該当するもの

ア 最近3カ月の月平均売上高が、過去3年同期の月平均売上高のうち最大の売上高に比して10%以上減少していること。

イ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。

ウ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6カ月以内の申請に限る。

エ 債務超過であること。

② 取引金融機関等の支援体制が確保されているもの

③ 商工調停士又は石川県中小企業再生支援協議会の支援チームの指導により、経営の危機を克服する見込みのもの

(4) 資金繰り支援分

次のいずれにも該当するものとして、商工会議所等が認定したもの

① 融資申し込み時点において、県の制度金融に係る既往債務（石川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証付き債務に限る。以下同じ。）が存在するもの。ただし、平成20年11月12日から平成22年3月31日までの間は、「県の制度金融」とあるのは「県の制度金融又は県の制度金融以外の金融機関の融資」とする（3の（2）の①において同じ。）。

② 前記（1）一般分の①から④までのいずれか又は後記（5）緊急経営安定支援分に該当するもの

③ 適切な事業計画を有しているもの

④ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項各号のいずれかの基準に基づいた市町長の認定書を有しており、経営安定関連保証を利用可能なもの

(5) 緊急経営安定支援分

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所等が認定したもの

① 最近3カ月間の月平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少しているもの

② 売上原価の20%以上を占める原油・原材料<sup>\*</sup>の最近1カ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの

※原油・原材料とは、重油、ガソリン、灯油、鉄鋼等の金属材料、小麦等の農林水産物などの原材料をいう。

③ 最近3カ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して3%以上減少しているもの。ただし、これらの期間の平均売上総利

益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができるものとする。

### 3 資金の使途

- (1) 一般分、特別分、再生支援分及び緊急経営安定支援分  
経営の安定に必要な運転資金
- (2) 資金繰り支援分
  - ① 県の制度金融に係る既往債務の借り換えに要する資金
  - ② ①の借り換えと併せて行う2の(4)の③の事業計画を達成するために必要な事業資金(①の金額と同額以下)

### 4 融資条件

- (1) 融資限度額
  - ① 一般分及び特別分  
融資の最高限度額は、8,000万円とする。
  - ② 再生支援分  
融資の最高限度額は、8,000万円とする。
  - ③ 資金繰り支援分  
融資の最高限度額は、8,000万円とする。ただし、3の(2)の資金の合計が1億2千万円を超えるものであって、知事が特に認めた場合は、3の(2)の資金の3分の2又は2億8千万円のいずれか低い額とする。
  - ④ 緊急経営安定支援分  
融資の最高限度額は、8,000万円とする。
- (2) 融資期間
  - ① 一般分、特別分、再生支援分及び緊急経営安定支援分  
融資期間は、7年以内(うち据置は2年以内)とする。
  - ② 資金繰り支援分  
融資期間は、7年以内(うち据置は1年以内とし、固定金利)又は10年以内(うち据置は1年以内とし、変動金利)とする。
- (3) 担保
  - ① 一般分、特別分及び緊急経営安定支援分  
取扱金融機関の所定の扱いによる。
  - ② 再生支援分  
原則として無担保とする。
  - ③ 資金繰り支援分  
保証協会の所定の扱いによる。
- (4) 保証人  
取扱金融機関所定の扱いによる。ただし、資金繰り支援分については、保証協会の所定の扱いによる。

## 5 信用保証

付保については、取扱金融機関の所定の扱いによる。ただし、再生支援分及び資金繰り支援分については、保証協会の保証を付すものとする。

## 6 認定の手続等（一般分、特別分、資金繰り支援分及び緊急経営安定支援分）

認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1）を2部、商工会議所等に提出するものとする。

## 7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（別記様式第3）に商工会議所等が交付する認定書の写し（再生支援分の場合は、商工会議所、石川県商工会連合会又は財団法人石川県産業創出支援機構（石川県中小企業再生支援協議会に係るもの）の推薦書（別記様式第2））を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

## 8 取扱期間

2の（5）に規定する緊急経営安定支援分の①及び③の取扱期間は、平成20年11月12日から平成22年3月31日まで、②の取扱期間は平成20年8月1日から平成22年3月31日までとする。